岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例に っい 7

岐阜県農林関係手数料徴収条例の 一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

する。 岐阜県農林関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第三十号) の一部を次のように改正

別表七の表三の項第二号中「三一〇」を「二四〇」に改め、 同表に次のように加える。

	豚熱予防注射に係る	師をいう。)が行う	知事が認定した獣医	病防疫指針に基づき	定する特定家畜伝染	三条の二第一項に規	(豚熱に関する法第 管理手数料	知事認定獣医師 豚熱予防液	
								一頭につき	
								六〇	

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案説明

豚熱予防液管理手数料を新たに徴収する等のため、 この条例を定めようとする。